

## 全塾協議会規約新旧早見表

※条文番号の純粹な変更は除く

旧規約（条文番号）	新規約（条文番号）	変更理由等
<p>第1条（定義）</p> <p>この規約においては、以下の定義を用いる。</p> <p>一 所属団体 この規約に定められる方法によって全塾協議会に加盟している団体。</p> <p>二 上部団体 前号の内、この規約において定められる団体であり、全塾協議会において議決権を持つ団体。</p> <p>三 代表者 委員長、主将、主幹その他各団体が定める長の地位にある者。</p>	<p>第1条（定義）</p> <p><u>本規約</u>においては、以下の定義を用いる。</p> <p>一 所属団体 <u>本規約</u>に定められる方法によって全塾協議会に加盟している団体。</p> <p>二 上部団体 前号の内、<u>本規約</u>において定められる団体であり、全塾協議会において議決権を持つ団体。</p> <p>三 代表者 委員長、主将、主幹その他各団体が定める長の地位にある者。</p>	
<p>第2条（全塾協議会）</p> <p>②全塾協議会は、事務局長がこれを代表する。</p> <p>③ 全塾協議会、所属団体及びそれらに参加する者は、この規約及びその他全塾協議会によって定められる規則を遵守しなくてはならない。</p>	<p>第2条（全塾協議会）</p> <p>②全塾協議会は、<u>塾生代表</u>がこれを代表する。</p> <p>③ 全塾協議会、所属団体及びそれらに参加する者は、<u>本規約</u>及びその他全塾協議会によって定められる規則を遵守しなくてはならない。</p>	
<p>第3条（構成）</p> <p>全塾協議会は、事務局長、事務局次長、全塾協議会事務局及び所属団体によって構成される。</p>	<p>第3条（構成）</p> <p>全塾協議会は<u>塾生代表</u>、所属団体及び事務局によって構成される。</p>	
<p>第4条（解散）</p> <p>① 全塾協議会は、全塾協議会の議決により解散するこ</p>	<p>第4条（解散）</p> <p>① 全塾協議会は、全塾協議会の議決により解散するこ</p>	<p>塾生による全塾協議会の解散に関する発議の場合、議会を通してではなく、必ず全塾</p>

<p>とができる。</p> <p>② 以下の各号に掲げる事項に該当する場合は解散しなければならない。</p> <p>一 全塾協議会の定例会及び臨時会が、緊急の事情なく6か月以上行われなない場合。</p> <p>二 全塾協議会事務局長及び次長が選出されなかつた場合。</p> <p>三 全塾協議会の解散が塾生から発議され、それが可決された場合。ただし、発議の方法について第5条2項及び3項を準用する。</p>	<p>とができる。</p> <p>② 以下の各号に掲げる事項に該当する場合は解散しなければならない。</p> <p>一 全塾協議会の定例会及び臨時会が、緊急の事情なく6か月以上行われなない場合。</p> <p>二 <u>塾生代表</u>が選出されなかつた場合。</p> <p>三 全塾協議会の解散が塾生から発議され、それが可決された場合。</p> <p><u>③前項3号の発議がなされた場合、全塾生を対象とした投票を行わなければならない。ただし、定足数は全塾生の10分の1とし、過半数の賛成を以て可決する。</u></p> <p><u>④前項の投票については、全塾協議会選挙規則を準用する。</u></p>	<p>生による投票を行う必要性を無くすため。</p>
<p>なし</p>	<p>第5条（活動の保障等）</p> <p>①所属団体は常に全塾生のための福利厚生を増進を図るための責任を負い、その限りにおいて活動を保障される。</p> <p>②所属団体は全塾協議会に対して登記義務を負う。</p>	<p>所属団体の活動する権限は大学ではなく、全塾協議会が保障している点を明記するため。</p> <p>また、2項で登記義務を明記することで上記の目的をより実質的に遂行する。</p>
<p>第5条（加盟及び除名）</p> <p>① 全塾協議会への加盟及び除名の手続きは、議会の議決によらなくてはならない。</p> <p>② 前項の規定に関わらず、全塾生の10分の1の署名を議長に提出することを以</p>	<p>第6条（加盟及び除名）</p> <p>① 全塾協議会への加盟及び除名の手続きは、議会の議決によらなくてはならない。</p> <p>② 前項の規定に関わらず、全塾生の10分の1の署名を議長に提出することを以</p>	<p>塾生による所属団体の加盟及び除名に関する発議の場合に必ず、全塾生による投票を行う必要性を無くすため。</p>

<p>て、加盟及び除名を発議することができる。</p> <p>③ 前項の発議がなされた場合、全塾生を対象とした投票を行わなければならない。ただし、定足数は全塾生の10分の1とし、過半数の賛成を以て可決する。</p> <p>④ 前項の投票については、選挙規則を準用する。</p>	<p>て、加盟及び除名を発議することができる。</p> <p>③ <u>前項の場合において、議会で当該決議が否決された場合、第24条2項及び3項を準用することができる。</u></p>	
<p>第7条（資格停止）</p> <p>① 以下の各号に該当する場合、議会は議決によって所属団体たる資格を停止することができる。</p> <p>一 代表者の選定方法が民主的ではない場合。</p> <p>二 議会へ正当な理由なく欠席する場合。</p> <p>三 その他自治活動の本旨に照らして不適切な行為を行っている場合。</p> <p>四 この規約、その他全塾協議会が定める規約または法律に違反している場合。</p>	<p>第7条（資格停止）</p> <p>① 以下の各号に該当する場合、議会は議決によって所属団体たる資格を停止することができる。</p> <p>一 代表者の選定方法が民主的ではない場合。</p> <p>二 議会へ正当な理由なく欠席する場合。</p> <p>三 その他自治活動の本旨に照らして不適切な行為を行っている場合。</p> <p>四 <u>本規約</u>、その他全塾協議会が定める規約または法律に違反している場合。</p>	
<p>第8条（約款）</p> <p>① 各団体は、約款、規約又は規則（以下「規約」という。）を定め、これに基づいて運営を行わなければならない。</p> <p>② 規約を変更した場合、全塾協議会へ報告しなければならない。</p>	<p>第8条（約款）</p> <p>① 各団体は、約款、規約又は規則（以下「<u>規約等</u>」という。）を定め、これに基づいて運営を行わなければならない。</p> <p>② <u>規約等</u>を変更した場合、全塾協議会へ報告しなければならない。</p>	
<p>第10条（報告義務）</p>	<p>第10条（報告義務）</p>	

各団体の名称、代表者、規約及びその他全塾協議会が定める事項を変更した場合は、速やかに全塾協議会へ報告しなければならない。	各団体の名称、代表者、 <u>規約等</u> 及びその他全塾協議会が定める事項を変更した場合は、速やかに全塾協議会へ報告しなければならない。	
第13条（福利厚生機関） ① 以下の団体を福利厚生機関とする。 一 應援指導部 二 共済部 三 慶早戦支援委員会 四 国際関係会 五 Student Counselors ② 福利厚生機関本部は前項の団体を代表する。	削除	福利厚生機関規約にあるので、全塾協議会規約上での明記は不要。
第14条（議長の特則） この規約の定めに基づき、または事故などにより議長がその職務を行えない時は、議長代行の選出を行わなくてはならない。ただし、議長代行は当該事由の消滅により当然失職する。	第14条（議長の特則） <u>本規約</u> の定めに基づき、または事故などにより議長がその職務を行えない時は、議長代行の選出を行わなくてはならない。ただし、議長代行は当該事由の消滅により当然失職する。	
第18条（招集） ① 議会の招集は、事務局長がこれを行う	第18条（招集） ① 議会の招集は、塾生代表がこれを行う。 <u>ただし、塾生代表がこれを行えない場合は事務局長が招集することができる。</u>	塾生代表の解任が発議され、当該塾生代表の職務は停止された場合（36条③）、議会を開催するため。
第19条（定例会） 事務局長は、月に一度、定例会を招集しなければならない。	第19条（定例会） <u>塾生代表</u> は、月に一度、定例会を招集しなければならない。	
第20条（臨時会） ① 事務局長は臨時会を招集	第20条（臨時会） ① <u>塾生代表</u> は臨時会を招集	

<p>する。</p> <p>② 議員は、臨時会の招集を事務局長に請求することができる。</p> <p>③ 前項の請求があった場合、事務局長は14日以内に臨時会を招集しなければならない。</p>	<p>する。</p> <p>② 議員は、臨時会の招集を<u>塾生代表</u>に請求することができる。</p> <p>③前項の請求があった場合、<u>塾生代表</u>は14日以内に臨時会を招集しなければならない。</p>	
<p>第21条（議決）</p> <p>① 議会の議決は、出席する議員の全会一致による。</p> <p>② 議会の議決には、事務局長の承認を要し、これを事務局長が拒否する場合は議決は成立しない。</p> <p>③事務局長が議会に出席していない場合、事務局長が指名するものに前項の承認を代行させることができる。</p> <p>④ 議案に対して特別な利害関係を持つ議員は、その議案の協議及び議決に参加することはできない。</p>	<p>第21条（議決）</p> <p>① 議会の議決は、出席する議員の全会一致による。</p> <p>② 議会の議決には、<u>塾生代表</u>の承認を要し、これを<u>塾生代表</u>が拒否する場合は議決は成立しない。</p> <p><u>ただし、塾生代表が議案に対して特別な利害関係を持つ場合は塾生代表による拒否は認められない。</u></p> <p>③ 議案に対して特別な利害関係を持つ議員は、その議案の協議及び議決に参加することができない。</p>	<p>塾生代表の解任決議を有効なものにするため。</p> <p>旧規約第21条③は全塾生の代表としての正当性を軽視しているため、削除。</p>
<p>第22条（緊急執行）</p> <p>① 緊急の課題で議会の開催を待つことができないとき、各団体の責任において議決が必要な事案を執行することができる。ただし事務局長の事前の承認を必要とする。</p> <p>② 前項の場合、事務局長は、その執行の後初めに招集された議会において承認を得ることを要する。</p> <p>③ 前項の場合において、必要なときは、議会において議</p>	<p>第22条（緊急執行）</p> <p>① 緊急の課題で議会の開催を待つことができないとき、各団体の責任において議決が必要な事案を執行することができる。ただし、<u>塾生代表</u>の事前の承認を必要とする。</p> <p>② 前項の場合、<u>塾生代表</u>は、その執行の後初めに招集された議会において承認をえることを要する。</p> <p>③ 前項の場合において、必</p>	

<p>長は緊急執行をした団体に説明を求めることができる。</p> <p>第23条（議事の提出）</p> <p>① 議事の提出は、議長に対し、事務局長、事務局次長、上部団体及び所属団体がこれを行うことができる。ただし、事前に行わなければならない。</p>	<p>要なときは、議会において議長は緊急執行をした団体に説明を求めることができる。</p> <p>第24条（議事の提出）</p> <p>① 議事の提出は、議長に対し、<u>塾生代表</u>、所属団体及び事務局がこれを行うことができる。ただし、事前に行わなければならない。</p>	
<p>第24条（塾生による発議）</p> <p>① 前条の規定に関わらず、塾生は、全塾生の100分の1の署名を以て、議長に対して議事を提出することができる。ただし、この規約に特別の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>④ 前項の投票の方法について、本条に定めるほかは、全塾協議会選挙規約に準ずる。</p>	<p>第24条（塾生による発議）</p> <p>① 前条の規定に関わらず、塾生は、全塾生の100分の1の署名を以て、議長に対して議事を提出することができる。ただし、<u>本規約</u>に特別の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>④前項の投票の方法について、本条に定めるほかは、<u>選挙規則</u>に準ずる。</p>	
<p>第26条（議会の成立）</p> <p>定例会及び臨時会は、以下の出席を以て成立する。</p> <p>一 事務局長又は事務局次長</p> <p>二 上部団体代表者の3分の2以上</p>	<p>第26条（議会の成立）</p> <p>定例会及び臨時会は、以下の出席を以て成立する。</p> <p>一 塾生代表</p> <p>二 上部団体代表者の3分の2以上</p> <p>三 事務局長</p>	<p>運営者である事務局長も明記。</p>
<p>第27条（議事録）</p> <p>① 議会は、議事録を公開しなくてはならない。</p> <p>② 議事録は、議会に指名された議事録作成人が作成する。</p> <p>③ 議長は、議事録を真正なものと認める場合、議事録に署名しなくてはならない。</p>	<p>第27条（議事録）</p> <p>① 議会は、議事録を公開しなくてはならない。</p> <p>② <u>議事録は、事務局員が作成する。</u></p> <p>③ 議長は、議事録を真正なものと認める場合、議事録に署名しなくてはならない。</p> <p>④ 前項の署名がなければ、</p>	<p>事務局が議会運営の常設機関として、議事録の作成を行う。</p>

④ 前項の署名がなければ、議事録は成立しない。	議事録は成立しない。	
	第4章（塾生代表） 第1節（塾生代表）	
	第29条（塾生代表） 全塾協議会は、塾生代表を置く。	
<p>第30条（事務局長の職務） 事務局長は全塾協議会を代表し全塾生の利益のために以下各号の職務を行なう。</p> <p>一 議会の決議案に対する承認、または拒否。</p> <p>二 上部団体及び特別委員会に属さない公認団体の意見の集約。</p> <p>三 予算配分の業務。</p> <p>四 <u>監査に関する資料の作成。</u></p> <p>五 緊急執行に関する事前の承認。</p> <p>六 所属団体の活動の監督、助言。</p> <p>七 <u>議会の議決の執行。</u></p> <p>八 その他自治活動に必要なと思われる業務。</p>	<p>第30条（塾生代表の職務）</p> <p>①塾生代表は全塾協議会を代表し全塾生の利益のために以下各号の職務を行う。</p> <p>一 議会の決議案に対する承認、又は拒否。</p> <p>二 所属団体、特別委員会に属さない公認団体及び塾生の意見の集約</p> <p>三 予算配分の業務</p> <p>四 緊急執行に関する事前の承認</p> <p>五 所属団体の活動の監督、助言</p> <p>六 その他自治活動に必要なと思われる業務</p> <p><b><u>②塾生代表は事務局に職務を委託することができる。ただし、前項1号及び4号は認められない。</u></b></p>	<p>旧規約における事務局長の権限のうち、監査機能と執行機能の2点のみを除き塾生代表が行う。</p> <p>ただし、塾生代表の職務を事務局に委託することを可能とすることで円滑な全塾協議会の運営を保障する。また、ここに書かれていない塾生代表の職務（大学外部との交渉など）も委託できる解釈を望む。</p>
<p>第31条（事務局次長の職務）</p> <p>① 事務局次長は事務局長の職務を補佐する。</p> <p>② 事務局次長は以下の各号にあたる場合には事務局長の職務を代行する。</p> <p>一 事務局長が死亡等によ</p>	削除	

<p>り学籍を失った場合。  二 事務局長が病気等によりその職務を遂行できなくなった場合。  三 その他職務を行うことが困難な場合</p>		
<p>第32条（事務局長及び事務局次長の他の職務の兼任の禁止）  事務局長及び事務局次長は上部団体を代表する役職を兼任してはならない。</p>	<p>第31条（塾生代表の他の職務の兼任の禁止）  <u>塾生代表は所属団体を代表する役職を兼任してはならない。</u></p>	<p>公平な全塾協議会の代表者を擁立するため。  事務局長・事務局員との兼任の禁止規定は40条で明記。</p>
	<p>第32条（選出）  ① 塾生代表の選出は、全学部生の選挙を以てこれを行なう。  ② 選挙の方法については別に選挙規則を以てこれを定める。</p>	
	<p>第33条（任期）  塾生代表の任期は選出の日より1年以内とし、選挙によって塾生代表が選出された場合、次の議会において失職する。  ただし、なんらかの理由で後任の塾生代表が選任されない時、半年を限度として任期を延長する。</p>	
<p>第35条（解任）  ① 事務局長及び事務局次長の解任について、第5条2項ないし4項を準用する。  ② 前項によって事務局長及び事務局次長の解任が発議された場合には、当該事務局</p>	<p>第34条（解任）  ① <u>塾生代表の解任について、第7条1項を準用する。</u>  ② <u>前項の規定に関わらず、塾生代表の解任について、第6条2項及び3項を準用する。</u></p>	<p>旧規約では事務局長が解任されるには、必ず全塾生による投票を要したが、新規約では限られた場合（7条①）において、議会による決議によって解任可能となる。  ※唯一、選挙により正当性を</p>



<p>長及び事務局次長の職務は停止される。</p> <p>③ 前項の信任投票の結果、事務局長及び事務局次長の解任が否決された場合には、当該事務局長及び事務局次長はその職務に復帰する。</p> <p>④ 前2項により事務局長が職務をとれない間に、議会の議決を要する緊急の事案があった場合、その議決は承認を要さない。ただし、事後に事務局長の承認を得ることを要する。</p> <p>⑤ 事務局長が解任された場合、直ちに選挙を行わなければならない。</p>	<p>③ 前1項及び2項の規定により塾生代表の解任が発議された場合には、当該塾生代表の職務は停止される。</p> <p>④ 前項の塾生代表の解任が否決された場合には、当該塾生代表はその職務に復帰する。</p> <p>⑤ 前2項により塾生代表が職務をとれない間に、議会の議決を要する緊急の事案があった場合、その議決は承認を要さない。ただし、事後に塾生代表の承認を得ることを要する。</p> <p>⑥ 塾生代表が解任された場合、直ちに選挙を行わなければならない。</p>	<p>持つ塾生代表の解任決議の乱用を避ける必要性を望む。</p>
	<p>第5章（執行機関） 第1節（事務局）</p>	
<p>第36条（事務局）</p> <p>① 全塾協議会は、その執行機関として全塾協議会事務局をおく。</p> <p>② 事務局の住所は東京都港区三田2丁目15番45号慶應義塾大学三田キャンパス西校舎学生団体ルーム内とする。</p> <p>第29条（事務局長・次長） 全塾協議会は、事務局長及び次長を置く。</p>	<p>第35条（事務局）</p> <p>① 全塾協議会は、その執行機関として全塾協議会事務局をおく。</p> <p>② 事務局の住所は東京都港区三田2丁目15番45号慶應義塾大学三田キャンパス西校舎学生団体ルーム内とする。</p> <p>③事務局は、事務局長がこれを代表とする。</p>	
<p>第30条（事務局長の職務） 事務局長は全塾協議会を代表し全塾生の利益のために以下各号の職務を行なう。</p>	<p>第36条（事務局の職務） 事務局は全塾協議会の執行機関として以下各号の職務を行なう。</p>	

<p>一 議会の決議案に対する承認、または拒否。</p> <p>二 上部団体及び特別委員会に属さない公認団体の意見の集約。</p> <p>三 予算配分の業務。</p> <p>四 <u>監査に関する資料の作成。</u></p> <p>五 緊急執行に関する事前の承認。</p> <p>六 所属団体の活動の監督、助言。</p> <p>七 <u>議会の議決の執行。</u></p> <p>八 その他自治活動に必要なと思われる業務。</p> <p>第37条（事務局の職務） 事務局は全学部生の利益のために以下各号の職務を行なう。</p> <p>一 第30条各号に定める職務に関する事務。</p> <p>二 <u>議会の議事内容に関する、全学部生への広報、自治活動に関する啓発。</u></p> <p>三 <u>その他、事務局長及び事務局次長の職務の補佐。</u></p>	<p>一 監査に関する資料の作成。</p> <p>二 議会の議決の執行。</p> <p>三 議会の議事内容に関する、全学部生への広報、自治活動に関する啓発。</p> <p>四 その他、塾生代表の職務の補佐。</p>	
<p>第38条（構成）</p> <p>① 事務局は事務局長によって承認された者を以て構成される。</p> <p>② 事務局長は、事務局員に変動があった場合、全塾協議会に報告しなくてはならない。</p>	<p>第37条（構成）</p> <p>① 事務局は事務局長及び事務局員によって承認された事務局員によって構成される。</p> <p>② 事務局長は、事務局員に変動があった場合、全塾協議会に報告しなくてはならない。</p>	
<p>第32条（事務局長及び事務</p>	<p>第38条（事務局長及び事務</p>	

<p>局次長の他の職務の兼任の禁止) 事務局長及び事務局次長は上部団体を代表する役職を兼任してはならない。</p>	<p>局員の他の職務の兼任の禁止) 事務局長及び事務局員は<u>塾生代表及び所属団体を代表する役職を兼任してはならない。</u></p>	
	<p>第39条（事務局長の選出） 事務局長は事務局員の互選により推薦され、議会の議決を以て選出される。</p>	<p>所属団体と同様の方法。</p>
<p>第45条（配分） 全塾協議会の収入は議会の議決を経て事務局、所属団体及び特別委員会に配分される。</p>	<p>第46条（配分） 全塾協議会の収入は議会の議決を経て<u>所属団体、特別委員会及び事務局に配分される。</u> <u>ただし、所属団体たる資格が停止された場合、所属団体に配分された収入はすべて全塾協議会に返金する。</u></p>	<p>※議会が解散された際に、適用されるかは議論の余地を残す。</p>
<p>第46条（予算及び決算） ① 事務局、所属団体及び特別委員会は、全塾協議会に対し、年に一度予算を提出しなければならない。 ② 事務局、所属団体及び特別委員会は、全塾協議会に対し、年に一度決算を報告しなければならない。</p>	<p>第47条（決算及び予算） ①<u>所属団体、特別委員会及び事務局は、全塾協議会に対し、年に一度決算を報告しなければならない。</u> ②<u>所属団体、特別委員会及び事務局は、全塾協議会に対し、年に一度予算を提出しなければならない。</u></p>	
	<p>第49条（公開） 全塾協議会の前年度収支決算は公開しなければならない。 ただし、特別の理由が存するときは、上部団体の全会一致でこれを非公開とすることができる。</p>	

<p>第47条（監査）</p> <p>① 全塾協議会より直接配分を受けた団体の前年度収支決算監査に関しては全塾協議会がこれを行なう。</p>	<p>第48条（監査）</p> <p>① <u>所属団体、特別委員会及び事務局</u>の前年度収支決算監査に関しては全塾協議会がこれを行なう。</p>	<p>自治会費交付金のみならず、独自財源の決算報告も監査対象となる解釈余地を残す。 ※現状でも、財務会計規則上で独自財源も監査対象であることを明記。</p>
<p>第48条（罰則）</p> <p>① この規約その他全塾協議会の規約に反した場合、全塾協議会事務局、所属団体又はそれらの構成員に対して、指導、訓戒その他の処分を科すことができる。</p> <p>② 前項の処分は事務局長がこれを執行する。</p>	<p>第50条（罰則）</p> <p>① <u>本規約</u>その他全塾協議会の規約に反した場合、<u>塾生代表、所属団体、事務局</u>又はそれらの構成員に対して、指導、訓戒その他の処分を科すことができる。</p> <p>② 前項の処分は塾生代表がこれを執行する。<u>ただし、塾生代表が処分対象の場合、事務局長がこれを執行する。</u></p>	<p>特別委員会の明記は無いが、もちろん適用されると解される。 処分規則には、明記あり。</p>